

第1号議案 (暫定)規約

第1章 総則

第1条 (名称) この政党の名称を「◎ ◎ ◎ ◎」(英語名: Greens Japan)とします。以下「この政党」とします。

第2条 (目的) 私たちは、グローバルグリーンズ憲章の6つの理念—①エコロジカルな知恵、②社会的公正/正義、③参加民主主義、④非暴力・平和、⑤持続可能性、⑥多様性の尊重—に基づき、「私たちのめざす新しい社会ビジョン」を実現します。そのために国会に議席を持ち、政党として「緑」の政治に取り組みます。

第3条 (活動、事業) 前条の目的の実現のため、下記に示す活動・事業を行います。

1. 国政選挙
2. 政治的な論説や声明の公表
3. キャンペーン・イベント
4. 国際的な「緑の党」勢力(グローバルグリーンズ)との連携
5. NGOや研究機関・研究者などと連携した政策立案・提言
6. 政策研究集会等の開催
7. 自治体調査
8. 機関紙・研究誌の発行、インターネットなどを活用した情報交換・発信
9. その他必要な事業

第4条 (組織づくりの原則)

この政党の組織づくりは、地域・ジェンダー・活動領域・世代のバランスに配慮することを原則とします。この原則を共同代表、役員、国会議員候補など人事選出においては必ず反映させるように努力するものとします。

第5条 (事務所) この政党の事務所は東京都に置きます。

第2章 会員・サポーターと直接民主主義

第6条 (会員資格) この政党の目的に賛同する人は、原則として誰でも会員とすることができます。但し、国政に議席を有する国政政党との二重加盟をすることはできません。

第7条 (会員の義務)

1. 会員は会費を払う義務があります。会費は年額1万円を原則とし、減免制度については別に定めます。
2. 総会の時点で前年度の会費を未納の人は退会とみなします。

第8条 (会員の権利)

1. (意見表明権) 会員はこの政党の運営に関し、自由に意見を表明することができ、総会および全国協議会並びに運営委員会への意見を、ニュースレターまたはホームページに表明することができます。
2. (決定の尊重と発言・行動の留保権) 会員は総会および全国協議会で決定した事項を尊重しなければなりません、個人の良心及びそれに基づく言動までも拘束されるものではありません。
3. (直接投票権) 総会や全国協議会の開催後2ヶ月以内に、そこで決定された事項について、会員の10分の1以上の署名による異議申し立てがあった場合、適当な方法で決定の再確認がなされなくてはなりません。その上で原則として代表は2ヶ月以内に会員による投票を実施しなければなりません。
4. (発議権) 会員は、この政党が取り組むべき課題について、総会、全国協議会、運営委員会に対して発議することができます。

第9条 (サポーター) この政党の目的に共感し応援しようとする人は、年額3000円を払ってサポーター(協力会員)になることができます。サポーターにはニュースレターなどの情報が提供されます。また、議決権はありませんが各種の会議にオブザーバーとして参加できます。

第3章 組織

第10条 (地域組織) 会員は地域で相互に交流し、地域組織形成に向けて活動します。

地域組織には会員3名以上が含まれるものとし、運営委員会での確認をへてホームページなどで公表されます。

第 11 条（連携組織） 会員はこの団体と連携する以下のような連携組織をつくることができます。

連携組織には会員 3 名以上が含まれるものとし、運営委員会での確認をへてホームページなどで公表されます。

- (1) 選挙のための実行委員会
- (2) テーマ別の組織
- (3) ユース組織

第 4 章 議決機関

〈総会〉

第 12 条 総会は会員全員が参加資格を持つ最高決定機関であり、全国協議会が召集します。

第 13 条（成立要件） 総会は会員の委任を含む過半数で成立し、第 8 章（規約の改廃）に関わる事項を除き、参加者の過半数で決定します。

第 14 条（付議事項） 次の各号に定める事項は、総会で決定しなければなりません。

- (1) 本規約の制定ならびに改廃に関する事項
- (2) 活動の報告と方針、予算ならびに決算に関する事項
- (3) 代表、全国協議会委員などの承認・選出・解任に関する事項
- (4) 全国協議会で総会に付議する事が決定された事項
- (5) 総会出席者の 5 分の 1 の賛成を得た事項
- (6) 基本政策に関する基本的事項。ただしその細目はこの限りではありません
- (7) その他必要な事項

第 15 条（定期総会） 定期総会を年に 1 回開催し、少なくとも前項の 2 号および 3 号に関する事項を承認・可決・決定します。

第 16 条（臨時総会） 次の各号に該当する場合、臨時総会を開催しなければなりません。

- (1) 全国協議会が開催の必要性を判断した場合
- (2) 会員の 10 分の 1 以上の要求があった場合

第 17 条（議案の提出） 総会の議案は全国協議会が提案します。議案の提案は総会前の会員の提案や事前討論に配慮した時期に行うものとし、会員 6 名以上の連記で所定の期日以前に提出された修正案、追加議案については審議しなければなりません。

〈全国協議会〉

第 18 条 この政党に全国協議会を置きます。全国協議会は共同代表および総会で選出された委員によって構成します。

第 19 条（選出） 全国協議会の委員は、以下のいずれかの条件を満たした会員の中から 35 名以内を総会で選出します。

- (1) 全国協議会の推薦
- (2) 会員 6 名以上（本人を除く）の推薦を受け、所定の期日以前に推薦状が提出された立候補者

なお、任期は一年としますが再任は妨げません。

第 20 条（成立要件） 全国協議会は、委員のうち過半数の出席をもって成立します。ただし、代理人出席や委任状の提出があった場合はこれを出席とみなします。

第 21 条（調整権及び決定権） 全国協議会は、出席した委員の過半数の賛成により、総会で確認された方針等を逸脱しない範囲において、この団体の全体的な運営と活動に関する調整と決定を行います。ただし、総会に付議しなければならない事項は除きます。

第 22 条（招集） 全国協議会は、次の各号に該当する場合に共同代表が召集します。

- (1) 共同代表が必要と判断した場合
- (2) 全国協議会を構成する委員のうち構成する全委員の 5 分の 1 以上の要求があった場合
- (3) 全会員のうち 20 分の 1 以上の要求があった場合

第 5 章 執行機関

〈共同代表〉

第 23 条 共同代表は共同してこの政党を代表し、この政党の基本理念や総会の意志に反しない限りにおいて、対外的に意見を表明し、他の組織等と交渉することができます。

第 24 条（選出） 共同代表は、以下のいずれかの条件を満たした会員の中から、4 名を総会で選出します。

- (1) 全国協議会の推薦
- (2) 会員 6 名以上（本人を除く）の推薦を受け、所定の期日以前に推薦状が提出された立候補者

なお、任期は全国協議会委員の任期と連動し、再任は妨げません。

<運営委員会>

第 25 条 全国協議会の下に運営委員会を置き、運営委員は共同代表 4 名並びに全国協議会委員の互選により選出される 15 名程度の委員で構成します。なお、任期は全国協議会委員の任期と連動し、再任は妨げません。

第 26 条 (役割) 運営委員会は総会および全国協議会で決定された活動を実際に運営する役割と義務を持ちます。

第 27 条 (運営委員長) 運営委員会の互選により運営委員長及び副運営委員長若干名を選出します。運営委員長は運営委員会の活動の実務に責任を持ちます。

第 28 条 (事務局) 運営委員長の下に事務局を置き、事務局は庶務、会計など必要な実務を遂行します。

第 29 条 (担当) 運営委員会の中に総務、組織、政策などこの政党の活動と運営に必要な担当を置きます。

<監査>

第 30 条 全国協議会委員以外の会員から、会の財産および会計を監査する監査を 1 名以上、総会で選出します。なお、監査の任期は 1 年とし、再任は妨げません。

第 6 章 国会議員の責務

第 31 条 党所属の国会議員は以下の原則を遵守しなければなりません。

- (1) 国会における採決については党との協議を行い、会員に開かれた議論を保証すること
- (2) 国会議員は代表にならないこととし、政党の他の役職就任にも一定の制限を設けること。
- (3) 議員報酬の 2 割は会費として政党活動に支出すること。
- (4) 立法事務費の用途について政党と協議すること。文書交通通信費の用途について政党に報告すること。なお、両会計は、それぞれ独立会計とし、内容を公開すること。
- (5) 国会議員のスタッフ人事は政党と協議を行い、政党の同意を必要とすること。

第 7 章 会計

第 32 条 (会計年度) 会計年度は 1 月 1 日から 12 月末までとします。

第 8 章 規約の改廃、細則

第 33 条 (規約の改廃) この規約は、総会の出席者の 3 分の 2 以上の決議をもって制定し、改正し、または廃止することができます

第 34 条 (細則) 全国協議委員は規約の実施に必要な細則を別途定めます。細則を定めた場合は、すみやかに会員に知らせます。

付則

(施行期日)

この規約は 2012 年 7 月 29 日から施行します。

(暫定規約としての位置づけ)

この規約は 2013 年 7 月の参議院議員選挙で国会議員が誕生し、政党要件を獲得するまでの暫定規約であり、政党要件獲得後は総会を開催し、支部などの要素を含んだ本格規約に改正されるものとします。

1. 目的

「緑の党」が結成総会で決定した 2013 年 7 月の参議院議員選挙（以下参議院選挙）への挑戦にあたって、必要なことについて定める。定めのないことについて、また政治状況の重大な変化のあった場合は、全国協議会で判断、決定する。

2. 候補者資格

会員（党員、以下同じ）であること。

3. 候補者の選出・決定

- ・全国協議会は、参議院選挙にあたって、候補者選定委員会を設置し、選定委員を指名する。候補者になることを希望する者は選定委員になることはできない。
- ・全国協議会は、比例区、選挙区の候補者数を明示し、候補者選定委員会に候補予定者の選出を委任する。
- ・候補者選定委員会は候補予定者を選出し、全国協議会で決定する。
- ・候補予定者は、会員による「予備選挙」と候補者選定委員会による直接選出の二つの方法によって行う。原則として、直接選出は半数を超えてはならない。
- ・候補者選定委員会は、選出にあたってはクオータ制、多様性、全国性、世代などを尊重する。
- ・選出・決定プロセスは公開・公平を原則とする。

4. 「予備選挙」のプロセス

- ・予備選挙は、候補者選定委員会の運営、管理のもとに行う。
- ・有効投票数の 3 分の 2 の票に満たない場合は候補予定者になることはできない。
- ・予備選挙の要領については以下の通りとする。ここに定めのないことは候補者選定委員会が決定する。

比例区

候補者になることを希望する会員は、「決意、政策、プロフィール、推薦文、写真、候補者選対の活動計画、資金計画、得票数の目途など」と「規約への誓約書」を候補者選定委員会に提出する。候補者選定委員会は、立候補希望者から提出された文章を、会員にさまざまな手段（郵送、メール、インターネットでの動画配信、演説会）などで告知する。立候補希望者も自由に選挙活動を行うことができる。

- ⇒予備選挙の概ね 1 か月前までに、推薦人（会員）30 名以上の署名を集め、候補者選定委員会に届け出る。届け出ができない場合は資格を失う。
- ⇒会員による「クオータ制を組み込んだ連記式投票」（注1）で候補予定者を選出する。

選挙区

- ・全国協議会は、取り組むべき選挙区を決定することができる。
- ・当該選挙区の会員（定数×10）の署名を集め、当該選挙区での取り組みを全国協議会に申請することができる。全国協議会は、取り組むべきか否かを決定する。
- ・候補者になることを希望する会員は、「決意、政策、プロフィール、推薦文、写真、候補者選対の活動計画、資金計画、得票数の目途など」と「規約への誓約書」を候補者選定委員会に提出する。候補者選定委員会は、立候補希望者から提出された文章を、会員にさまざまな手段（郵送、メール、インターネットでの動画配信、演説会）などで告知する。立候補希望者も自由に選挙活動を行うことができる。
- ⇒予備選挙の概ね 1 か月前までに、推薦人（会員）（定数×10）名以上の署名を集め、候補者選定委員会に届け出る。届け出ができない場合は資格を失う。
- ⇒会員（当該選挙区の会員は一人2票）による投票で候補予定者1名を選出する。

5. 推薦者（の責務を削除）

- ・ 会員は、予備選挙における候補者選出人数までの推薦者になることができる。複数を推薦する場合、クォータ制を尊重する。
- ・ 推薦者は、推薦する立候補希望者の予備選挙、立候補者としての選挙活動に関与する責任を持つ。

6. 選挙体制

- ・ 全国協議会は、選挙対策本部を参議院比例区は東京、選挙区は、当該地区に置くことができる。
- ・ 都道府県別、地域別などに、当該会員は「選挙実行委員会」をつくることができる。選対本部と連携して活動する。
- ・ 候補者選対をつくることができる。選対本部と連携して活動する。

7. 財政

- ・ 選対本部活動費は本部財政から支出する。
- ・ 「選挙実行委員会」「候補者選対」の活動費は独自に集めることを基本にする。

以上

(注1)「クォータ制を組み込んだ連記式投票」

例えば、比例区 6 名の立候補予定者を選出する場合、一会員は 6 名まで投票することができる。しかし、その半数は女性でなくてはならない。5 名投票した場合は 3 名が女性ということになる。

追記

(1) 2013 年 7 月の参議院選挙への立候補者決定の時期は、一括決定にこだわらない。選挙に向けての戦略との関係で、以下のような 2 回に分けることも考えられる。

2 回の場合の例示。

- ・ 1 次決定 2012.11 比例区 3 名～4 名
- ・ 2 次決定 2013.3 比例区 2 名～4 名
選挙区 3 名～5 名

(2) 立候補予定者が決定後、やむを得ない事情により、本人が辞退し、「10 人」に欠員が出た場合は、速やかに全国協議会は新たな候補予定者を決定しなければならない。また、立候補予定者の全てが決定したのち、「有力な人材」が現れた場合は、全国協議会は追加決定できる。

(3) 次期衆議院選挙についての選挙要綱は、取り組みが決定した段階で、全国協議会で決定する。次期衆議院選挙は、いつ、どのような形で行われるのか、その時の政治状況は、など極めて流動的であり、政治的判断が重要となり、候補者選出に時間的余裕がないことも予想される。全国協議会での多角的検討によって決定することもありうる。

*総会前日の第4回準備委員会で確認し、より適切なタイトルを提案する予定です。

私たちは、石油と原子力に象徴されるエネルギー大量消費型の文明に、踊り、踊らされてきました。かけがえのない太陽と地球の贈り物によってこそ“いのち”が育ち、輝くことを忘れ去り、おカネで計れるものだけを尊ぶような勘違いを続けてきました。

その結果、豊かな森・川・大地・海は破壊され、自然は悲鳴をあげています。わずか「1%」の人びとが世界の富を独占し、残りを「99%」の人びとが奪い合うという歪んだ経済成長の仕組みによって、至るところで格差が広がりました。勝ち負けを問わず、人びとは不安と閉塞感のなかにいます。

そこに起きた“3.11”。

私たちは多くのものを失って、やっと気づきはじめました。経済成長神話こそが破滅への道であり、経済成長を優先する政治・行政・福祉・医療・教育などすべてのシステムが破たんしていることを。プロの政治家・官僚・専門家に重要な決定を預けてしまう「おまかせ民主主義」が、最悪の事態を招いていることを。

いま、私たちは、経済成長優先主義から抜け出し、“いのち”を重んじ自然と共生する循環型の経済を創りだします。「おまかせ民主主義」にサヨナラし、市民が自ら決定し行動する民主主義、討議し政治に参加する民主主義を実践します。そして、原発のない社会、エコロジカルで持続可能な、公正で平等な、多様性のある社会、平和な世界をめざします。

◆いのちと放射能は共存できない！

“地産・地消”の再生エネルギーで暮らす

原発のない社会を実現します。放射能に汚染された大地や海を次世代に手渡すことはできません。すべての原発をすみやかに廃炉にします。

同時に、石油に全面的に依存した暮らし方から脱け出します。「日本は資源のない国」ではありません。太陽・風・水・森林などの豊かで多様な自然資源を生かしたエネルギーを開発・普及させ、基本的に地域で“地産・地消”（自給）することをめざします。エネルギー消費量を思い切って減らしながら、再生可能な自然エネルギー100%の社会に転換します。

◆自然の循環と多様性のなかに暮らしを置きなおす

自然を征服と操作の対象としてきた近代の文明的枠組みからの大転換をめざします。

欲望を無限に膨らませ便利さを追い求めて限りある資源を大量に消費する暮らし方から脱け

出します。クルマをはじめ温室効果ガスを大量に排出し気候変動を促進するモノの使用と生産を思い切って減らします。

自然征服型の事業は中止します。自然生態系の循環と生物多様性を保全し、これを生かした風景を取り戻す事業を進めます。

自然生態系と人間の健康に取り返しのできない害を与える可能性のある科学技術は、「予防原則」に立って封印します。

◆競争とサヨナラし、スロー・スモール・シンプルで豊かに生きる

経済と暮らし方をスローダウンし、おカネ（GDP）だけでは計れない豊かさや富を手に入れます。弱肉強食の競争によって効率性だけを追求し利益を最大化する経済から、分かち合いと協力・連帯によって人間らしい生活を営める経済に転換します。

より少なく働き、より少なく消費し、より豊かに生きる社会に向かいます。労働時間を大幅に短縮し、仕事を分かち合って失業を減らすと同時

に、自由に使える時間を飛躍的に増やします。働き方も変え、尊厳ある働き方と多様な働き方を実現します。

再生可能エネルギー、農業、介護・医療・教育の分野で仕事と投資を増やします。モノとサービスと資金が地域内で循環し、働く場が創られるローカルな経済が主役となります。「土はいのちの源」という原点に立つ農業を再生します。

国境を越えるマネーの膨脹と暴走を規制し、不安定さを増すグローバル経済によって暮らしが脅かされることを防ぎます。

◆格差と貧困をなくし、分かち合いを実現する

誰もが不安と孤立と貧困から脱け出し、自分の「居場所」を見つけられることが重要です。若者や社会的弱者に「自己責任」を押しつけず、政府や地方自治体による公的支援を拡充すると同時に、市民やコミュニティによる助け合いを活発にします。

すべての人に人間らしい生活を営める生存権を保障するために、ベーシックインカムを導入をめざします。誰もがいつでもどこでも安心して医療・子育て支援を受けられるようにします。子どもの教育や住まいなども公共サービスとして提供します。

公正な税制によって所得の再分配を行ない、格差をなくします。

◆性による差別・抑圧のない平等な社会へ

女性への差別をなくし女性が生きやすくなることは、その社会が誰にとっても自由で生きやすい社会に変わるためになくてはならない重要な一歩です。私たちは、性別役割分業から解放され、個人を単位とする社会を実現します。すべての人が性別にとらわれず、「自分らしく」生きられることをめざします。

◆子どもと未来を育む

未来の主人公である子どもたちは、どこで生まれて誰に育てられても、誕生・保育・教育・医療などの基本的な環境を保障されます。子どもは、血縁の家族だけではない「家庭」、保育所や学校、地域コミュニティのなかで育ちます。「子どもの権利条約」に謳われている「自分らしく生きる権利」「意見表明権」を実現します。

◆多様で違ったあり方を認め合う

社会は、多様な人々から成り立っています。多様性を認め合う社会こそ、活気と豊かな文化を生み出します。女性・障がい者・性的マイノリティ・外国籍住民・先住民への差別や排除をなくし、すべての人が伸びやかに生きられる社会を創ります。

多民族・多文化共生の「そのまま違っていられる社会」を実現するために、当事者が自分たちに関わる事柄の決定に参加できる権利と仕組みの確立が重要です。

◆熟議と当事者主権にもとづく参加民主主義を実現する

政治は代表を選ぶだけではありません。市民が自由に声を上げ、討議し、行動し、参加して決定する民主主義を実現します。

政治的決定は、できるかぎり人々の生活に近い場で行なわれます。分権を徹底し、住民自治と市民主権を実現します。

情報公開を徹底し、市民が行政を監視し、重要な事柄は住民投票や国民投票によって決定できるようにします。

◆平和と非暴力の北東アジアを創る

貧困と抑圧、暴力や差別、武力紛争や戦争のない社会をめざします。

憲法9条の堅持を国際社会に明言し、武力紛争や人権蹂躪、貧困や差別などを予防・解決するための外交や施策を積極的に展開し、その国際的な枠組み作りを進め、市民、コミュニティ、国家間の信頼や友好関係を発展させます。特に北東アジアでは、地域の非核化をめざすとともに、エネルギーや資源の共同管理と環境保全、歴史認識に関する議論を通して信頼関係と相互理解を深め、市民の交流と協力を基礎にした地域共同体をめざします。

沖縄と日本本土の米軍基地をなくし、徹底的な軍縮を進め、関係各国との友好関係を築き、軍事同盟としての日米安保のすみやかな解消を図ります。

第4号議案 基本政策

* 基本政策の前提となる各項目ごとの【現状と課題】と各議決項目に基づく【重要参考政策集】、および5/10～6/10に行ったパブリックコメントへの回答を、7/5をめどにウェブサイトに掲載しますので、合わせてご覧ください。 <http://greensjapan.blogspot.jp/>

1. すみやかに脱原発を達成し、持続可能なエネルギー社会へシフトする

〈東京電力福島第1原発事故を収束させ、「原子カムラ」を解体する〉

1. 政府による「事故収束」宣言を撤回させ、福島第1原発事故を収束させる。
2. 巨大大事故を引き起こした「原子カムラ」の責任を徹底追及する。
3. 原発依存の法体系や御用審議会を解体する。

〈福島第1原発事故による放射能被害からいのちを守る〉

4. 年20ミリシーベルトという危険な避難基準を改め、避難の権利を保障する。
5. 原発事故により生じた放射線被ばく者および被ばく労働者に対する医療と健康管理に万全を期す。
6. 放射能汚染の計測体制を充実させ、問題山積の放射能がれきの広域処理の計画再考を含めて、安全規制を強化する。

〈開かれた熟議と参加民主主義を経て脱原発を実現する〉

7. 「おまかせ民主主義」ではなく、住民投票、国民投票など直接民主主義によって原発全廃を実現する。
8. 危険度の高い原発や核燃料サイクル計画などはすみやかに廃止する。
9. 原発交付金制度など原発依存行政を転換し、地方自治体の脱原発を促進する。
10. 原発輸出をやめさせ、脱原発のグローバル化を実現する。

〈持続可能なエネルギー社会へシフトする〉

11. 開かれたエネルギー政策の議論と取り組みを行う。
12. エネルギー消費を減らし、賢く効率的な利用を進める。
13. 再生可能で地域分散型の自然エネルギーのできるかぎりすみやかな導入を進める。
14. 電力会社による電力市場の独占を解体し、発電部門と小売部門は自由化し送配電部門は公的機関が運用する。

2. 生きものにぎわい、豊かな自然の恵みあふれる日本を子どもたちの手に！

〈気候変動対策によって持続可能な社会への一歩を踏み出す〉

1. 温室効果ガスについて、1990年比で2020年までに25%削減、2050年までに80%削減という目標を設定し、その達成に向け着実な対策を実行する。
2. キャップ&トレード型国内排出量取引制度を導入する。
3. 化石燃料に課税し需要を抑制する炭素税（環境税）を導入する。
4. 国際合意形成に積極的に貢献し、途上国支援に積極的な役割を果たす。

〈自然破壊をともなう開発事業から自然再生型事業へ〉

5. 沖縄の普天間基地移転による辺野古海域への新基地建設、やんばる地域の自然を破壊する東村高江地区の米軍ヘリパット基地建設を中止する。
6. 沖縄泡瀬干潟の開発を中止し、ラムサール条約湿地ならびに国立公園として登録する。
7. 環境破壊の可能性があるダム工事は事業を停止し情報公開のもと再検討、完成したダムについても公開のもとに検証しなおし問題がある場合は撤去する。
8. リニア中央新幹線は、大規模な自然破壊となる可能性が高いため中止する。
9. 現在計画中あるいは建設中の無駄な道路建設を中止する。

10. 潮受け堤防を段階的に全開門し、諫早湾干潟および有明海を再生保全する。長良川河口堰を開門し、将来的に撤去し長良川を再生保全する。

〈多様な生きものにぎわう国土へ〉

11. 愛知ターゲット目標 11 に基づき、生態系の代表性、連続性などに考慮した保護地域を拡大する。侵略的外来種とその定着経路を特定し、制御または根絶の対策に取り組む。
12. 生物多様性に有害な奨励措置（補助金など）を廃止し、保存や賢明な利用のための奨励措置を策定し適用する。市民による自然環境調査を資金的援助もふくめ積極的に推進、活用する。
13. 生物多様性の保全と持続可能な利用に関する先住民族・地域共同体の文化的、知的遺産を尊重し、完全な関与を実現する。
14. 環境再生型公共事業を企画段階から市民参加型事業として推進する。

〈いのち育む海を取り戻す〉

15. 沿海水産資源の保護と持続可能な利用に取り組む。
16. コンクリート防潮堤依存から脱却し、防災も含めた新たな沿岸管理を構築する。
17. 海洋の放射能汚染調査を早期着手、長期、広範囲の実施を行う。

〈豊かな水を育む流域の再生〉

18. コンクリート護岸と直線化した都市型河川を自然再生する。
19. 上流域、中流域、下流域を一連の生態系ととらえ、行政区分を超えた河川再生に取り組む。
20. 森林保護制度は林野庁から環境省に移管し、また民有林活用による里山保全のための土地法制を整備し、森林保護を徹底する。国内の森林資源を積極的に活用する。
21. 水資源利用は、自噴泉のみ認め、地下水については国際的に通用する水資源利用のルールを作る。

〈ごみを徹底的に削減する社会へ〉

22. ごみの徹底した削減のために、生産段階からごみと有害物質を減らす「発生抑制」を基本にリサイクルよりリデュース（減量）、リユース（再利用）を優先させる循環型社会の設計図を作る。

〈公開・参加・司法アクセスを確保し、環境行政の健全化を図る〉

23. 環境省を抜本的に強化する。
24. 「事業を実施しない」という選択肢を含む代替案を義務づけるなど、実効性のある環境アセスメントを実現するための法改正を行う。
25. オーフス条約（環境に関する情報へのアクセス、意思決定における市民参加、司法へのアクセスに関する条約）に加盟し、政策決定や立法プロセスへの実質的な国民参加の仕組みを導入する。

〈その他〉

26. ペット動物の殺処分ゼロを実現し、動物取扱業者は届け出制を廃止して免許制とする。
27. 食料主権を確立し、持続可能な食料生産を実現するため、バイオテクノロジーの無秩序な研究や暴走する開発を禁止する。

3. 経済成長神話から卒業し、新たな仕事とスローライフを実現する 21 世紀型の循環型経済に向かう。

〈経済成長だけを追い求めず、スロー・スモール・シンプルで豊かに生きる〉

1. 輸出主導型の経済政策を転換し、20 世紀型の重厚長大産業ではなく、21 世紀型の環境・再生可能エネルギーと医療・介護・教育と食（農業）の分野で経済を活性化し、新しい起業と雇用を創出する。

〈いのちと環境を守る農林水産業を再生し、「国民皆農」的生活※を創り出す〉

※「国民皆農」的生活とは、誰でも望めば部分的自給農を織り込んだ生活に向かうことを可能にすることで、いのちを守り、生き方の選択が広がることを意味する。また、農家と消費者の直接連携で、援農などの形で互いが都市と農村を往還することも含まれる。

2. 農水省の規模拡大路線に反対し、「小さな農家」、「小さな生産組合」、CSA（地域サポート農業）など多様な主体による農業を維持・発展させる。
3. 農林水産業は自然のサイクルに制約されるために市場原理にはなじまないことを明確にし、第一次産業従事者が夢をもって生活できるように、最低価格保証制度と中山間地の農家への環境直接支払い制度を確立する。
4. 耕作したい人が誰でも使えるように、田畑森林の所有・利用の制度を改革し、若者をはじめとする新規就農を促進する。営利目的のみの株式会社による農地所有は禁止する。
5. 環境保全型農業、有機農業、有機畜産で安全な農産物を作る農家への財政支援に力を入れ、産地直送・産消提携など生産者と消費者の信頼関係を強める。
6. 農林水産業の“地産・地消”化を促進して循環型経済を活発にする。同時に“半農半X”型の生活スタイルを促進し、都市住民の家庭菜園・市民農園・近郊田畑との往還農などの部分的自給を進め、第一次産業従事者と市街地住民の直接交流を活発にする。
7. 地域の食料自給率をできるかぎり引き上げ、世界一大きいフードマイレージを 3 分の 1 に減

らし、遺伝子組み換え食品の生産・流通・輸入を禁止する。

〈地域経済を再生する〉

8. 地域内でモノ・サービス・資金が循環する仕組みを作る。
9. 食・再生可能エネルギー・ケア・子育てなどの社会的事業に融資するマイクロ・クレジット（NPOバンクなど）を支援する法的制度を整備する。
10. 被災地の漁業を、大手水産加工会社などの参入に依存するよりも、漁民の協同の推進によって再生することを支援する。
11. 下流域都市部の住民・自治体が、環境と水源を守る上流域中山間地の農林業従事者・自治体と交流し、支援する“流域圏”の自治的なガバナンスを作る。
12. 住民参加の都市計画策定を進め、大都市の大型開発に対する規制を強め、環境調和型の都市を作る。
13. ITを活用して地方や農山村で快適に仕事や生活ができる環境を整え、仕事をしたり事業を営む人を増やし、大都市を縮小する。

〈グローバル経済の暴走への規制〉

14. 通貨取引税・金融取引税・国際連帯税の導入などによって、マネーと金融経済の暴走を国際協力で規制する。
15. TPPは強者によるやりたい放題の「自由貿易」の押しつけ。参加交渉を打ち切り、東アジア・太平洋諸国との公正な貿易と経済協力の関係を構築する。

〈仕事の分かち合いでスローライフ〉

16. ワークシェアリングで失業をなくし、労働時間を年 1300 時間に短縮する。
17. 会社で働くことだけでなく、自営の仕事を起業する、協同組合やNPOを作って働くといった多様な働き方を支援する仕組みを作る。
18. 同一価値労働同一賃金の実現と最低賃金保障で非正規労働者に安心と安定を保障する。

4. 公正な負担(税と社会保険料)によって、すべての人の生存権を保障する。

〈生存権を保障する最低所得保障〉

1. 将来的に、ベーシック・インカムを導入する。
2. 当面は、年金制度を抜本的に改革し、同時に給付付き税額控除の導入と生活保護の拡充で貧困をなくす。

〈誰もがいつでもどこでも安心して暮らせる公共サービス〉

3. 誰もが、いつでも・どこでも安心して医療サービスを受けられるようにするために、診療報酬体系の改革、医師数の増大、勤務医と看護師の待遇改善を行なう。
4. 医療保険制度を一元化し、「混合診療」の解禁に反対し、国民皆保険制度を維持する。
5. 介護報酬を大幅に引き上げ、介護従事者の賃金と労働条件を抜本的に改善して人材を確保し、サービスの供給を増やす。
6. 施設中心から地域へ、地域の決定権を強め、使いやすい介護サービスを実現する。
7. 当事者主権の立場に立って、個々人のニーズと生活実態に応じた介助サービスを保障し、障がい者が自分らしく生きることができるようにする。
8. 働き方の多様化と多様な保育サービスで、安心して子どもを生み育てる仕組みをつくる。
9. 大学教育まで無償化し、教育に関わる費用も無料にし、誰もが多様な教育サービスを受けられる〔6「子どもと～」の4と重複〕。
10. 低家賃の公営住宅の増大、低所得者への家賃補助などによって、住まいの権利を保障する。
11. 配偶者控除や第3号被保険者制度をなくし、社会保障を世帯単位の制度からシングル単位の制度に変える〔5「性による～」の2と重複〕。

〈公正な税制で借金を増やさず、所得再分配を強める〉

12. ハツ場ダムなど不要な公共事業の中止、天下りの根絶、公務員の給与体系の改革、軍事費の大幅削減によって、ムダな財政支出を減らす。
13. 特別会計を抜本的に改革する。
14. 所得税の累進性や相続税・金融課税の強化など富裕層への課税を強化し、所得再分配を強める。
15. 法人税率は引き下げず、グローバル企業への課税を強化する。
16. 国際的な金融取引に課税し、マネーゲームを抑える。
17. 環境税を本格的に導入する。
18. 消費税率引き上げは、食料品や生活用品への軽減税率、給付付き税額控除の導入など逆進性解消が大前提となる。
19. 国から地方への財源移譲を思い切って進め、地方自治体が住民参加によって住民のニーズに応じたサービスを提供する。

【〈公正な税制で借金を増やさず、所得再分配を強める〉の12～18に対してWG内で出された修正案】

〈国の会計の仕組みを抜本的に改革する〉

12. 特別会計を一般会計に組み入れ、国の会計の仕組みを改革する。
13. 特別会計を廃止し、不要な公共事業の中止、天下りの根絶等によりムダな財政支出を減らし、原発推進（電源開発促進勘定）など生存権を脅かす政策にストップをかける。
14. 消費税は本質的に経済弱者を攻撃し、排除する性格を持っているところから、消費税率は凍結する。
15. 所得税は憲法応能負担原則により、累進課税を強化し、所得の再分配を強める。
16. 法人税は、租税特別措置の廃止、縮小によって課税ベースを拡大する。
17. 国際的な金融取引税や通貨取引税を導入し、マネーゲームを抑える。
18. 環境税を本格的に導入し、税制のグリーン化を行う。

* 総会前日の第4回準備委員会で確認し、一本化した提案をする予定です。

5. 性による差別・抑圧のない平等な社会へ

1. 性差別禁止法を制定し、政財界をはじめあらゆる政策決定の場への女性の参画を促進する積極的是正措置（クオータ制＝割当制の導入など）によって結果の平等を実現する。
2. 世帯単位から個人単位の社会システムとし、多様な生き方を可能にする〔4「公正な～」の11と重複〕。
3. 婚姻年齢を男女同年齢化、選択的夫婦別姓制

度を導入、婚外子差別の廃止、再婚禁止期間を廃止などの民法改正を実現する。

4. DV防止法の改正・強化、職場や精神保健福祉施設での女性や性的マイノリティへのいじめやセクハラ防止の強化によって性差別に基づく暴力を根絶する。
5. 女性の自己決定の基本であるリプロダクティブヘルス・ライツ（性と生殖に関する権利）を保障する。
6. 女性の人権の視点に立った災害・防災・復興計画、女性の意思決定過程への参画を促進する。

6. 子どもと未来を育む―「子どもの権利」が息づく社会と、地域が担う教育へ

1. 子どもの権利条約を実効化する「子どもの権利基本法」を制定し、子ども自身があらゆる場での決定過程に参加する社会へ
2. 子どもの最善をめざす福祉・社会制度の見直しで、「子どもの貧困」を許さない。

3. 虐待や性被害、障害を持つなど特別な支援を必要としている子どもたちのSOSに耳をすませ、最優先で対応する。
4. 大学教育まで無償化し、私学も含む教育に関わる費用も無料化する〔4「公正な～」の9と重複〕。
5. 子どもを含む地域住民主体の学校運営を進め、コミュニティスクールの推進など多様で生きる力を育む教育を実現する。

7. 基本的人権を保障し、多様なあり方を認め合う

〈差別と人権侵害を許さない〉

1. あらゆる差別を許さない包括的な差別禁止法を制定する。

〈性的マイノリティへの理解と支援を進める〉

2. 学校教育の中に性的マイノリティに関するカリキュラムを位置づける。
3. 異性間の婚姻関係に付与される権利と同等の権利を、性別を問わない事実婚の社会生活を営む個人に付与する制度を確立する。

〈すべての外国籍市民の基本的人権、とりわけ労働基本権を保障する〉

4. 特別永住者のあらゆる権利を日本国民と対等とし、一般永住者の地方参政権や教育を受ける権利を保障する。
5. 外国人労働者の受け入れは使い捨て労働力の拡大につながらないよう慎重に対処し、外国人研修制度の見直しを図る。
6. 難民を積極的に受け入れ支援する。

〈先住民族の人権を尊重し、自治と復権を進める〉

7. 「先住民族の権利に関する国連宣言」を踏まえ、アイヌ民族や琉球・沖縄の人々の人権や自己決定権を尊重する観点から関係法制度・施策を進める。
8. アイヌ民族の自治権・先住権などを定めたアイヌ民族基本法（仮称）を制定する。
9. 琉球・沖縄の人々に強いてきた犠牲や権利侵害をあらため、自己決定権や人権を回復させるための法整備を進める。

〈障がいの有無にかかわらず、ともに学び、ともに暮らせる社会をつくる〉

10. 応益負担で障がい者の生存権を考慮していない障害者自立支援法は廃止し、包括的な地域生活支援のための総合福祉法を制定する。
11. 障がいの有無にかかわらず、「ともに学び、ともに暮らす」を実現するための制度・法改正を進める。

〈部落差別をなくす〉

12. 部落差別による人権侵害をなくし、救済する法整備を進めるとともに、旧来型施策の検証を踏まえた上で、ソフト面も含めた支援策の強化を図る。

8. 参加民主主義 民意の反映と獲得へ

〈市民への徹底した情報公開〉

1. 政策決定過程にある情報や内部的覚書、電子情報まで含めた情報を公開し、第三者機関「情報公開庁」（仮称）を設置する。
2. 記者クラブ制度の廃止、インターネット規制の撤廃、企業のメディア広告費の制限

〈おまかせ民主主義からの脱却〉

3. 審議会への市民公募、クォータ制（男女同数）の義務づけにより公的熟議を促進する。
4. 「新しい公共」の担い手の一つであるNPO（NGO）への寄付を分権、市民参加型で充実させる。

〈民意を公正に反映させる投票制度〉

5. 民意を平等に反映するために衆院小選挙区制を廃止し、全国単一でクォータ制の比例代表へ改革する。
6. 被選挙権を制限している世界一高い供託金を廃止する。
7. 国民投票は有権者の2%、住民投票は有権者の5%の請求で実施を義務づける。

8. 企業団体献金を廃止し、市民の寄付と連動した政党助成金の上制限を行なう。

〈分権・市民主権を進める〉

9. 市民自治の分権を促進するために、住民投票による基礎自治体の「分割」を認め、県・政府の承認制を廃止する。
10. 議会の住民説明会・公聴会を義務づけ、住民参加型予算に取り組む。

〈司法の民主化を進める〉

11. 行政訴訟の立証責任を行政側に負わせる。
12. 最高裁判官の国民審査を実効性のあるものに改正する。
13. 行政裁判において原告が希望すれば裁判員裁判を行なう。

〈刑事司法における人権保障〉

14. 取り調べの全過程の可視化、拘留期間の短縮、代用監獄の廃止
15. 刑事裁判における検察による控訴の禁止

9. 非暴力的手段で平和なアジア・太平洋を創り、世界の平和と安定に向けてイニシアティブを発揮する

〈軍縮と北東アジアの平和〉

1. 憲法9条の堅持を国際社会に明言し、その理念を実現するために平和・外交政策の責任を政府の中に明確に位置付ける。
2. 戦争責任問題の解決を図りつつ、北東アジアにおける平和構築のための枠組みや政策を積極的に推進し、関係各国の相互理解と信頼を深める。
3. 徹底的な軍縮に向け自衛隊を削減し、防衛予算の大幅な縮減を図り、将来的に自衛隊は災害救助組織への改組をめざす
4. 上記を進めて北東アジアの平和と安定を目指しつつ、軍事同盟としての日米安保の解消を図る。
5. 領有権係争地域などのエネルギーや資源の共同管理、多国間協力による環境保全をめざす。

6. 沖縄の米軍普天間基地の閉鎖と即時返還を求め、辺野古への移設・新基地建設はストップする。

〈世界の平和と安定に向けてのイニシアティブの発揮〉

7. 国連や国際機関の民主化に向けた働きかけを強化し、紛争解決・軍縮のための枠組みの確立と強化を進める。
8. 自由貿易の拡大と金融資本の暴走をコントロールするための国際的・国内的施策を展開する。
9. 国際協力に関わる政策については、相手先の地域や住民、市民・NGOの役割を重視し、公正性と透明性を確保して展開する
10. 核のない世界へ向けて国際的な活動を強化する。
11. 平和を創り出す主体としての自治体や市民の役割を拡大する。
12. 多文化が共生し相互に理解する社会を創る。

第5号議案 共同代表の選出

*候補者資料（別紙）をご参照ください。

●準備委員会からの推薦

長谷川羽衣子	京都府
すぐろ奈緒	東京都
高坂 勝	東京都
中山 均	新潟県

第6号議案 全国協議会委員の選出

*候補者資料（別紙）をご参照ください。

●準備委員会からの推薦

歌野 礼	長崎県	坂田昌子	東京都
荒木龍昇	福岡県	島 昭宏	東京都
渡辺さと子	香川県	陣内直行	東京都
坂田光永	広島県	中村まさ子	東京都
横田えつこ	岡山県	星川まり	東京都
井奥雅樹	兵庫県	宮部彰	東京都
松本なみほ	兵庫県	村松まさみ	東京都
中谷 香	大阪府	木下・デヴィッド	千葉県
野々上 愛	大阪府	船橋邦子	千葉県
小林 収	愛知県	吉野信次	千葉県
松谷 清	静岡県	片山いく子	埼玉県
窪田 誠	山梨県	八木さとし	長野県
白川真澄	神奈川県	笠原一浩	福井県
氏家芙由子	東京都	蛇石郁子	福島県
漢人あきこ	東京都	高橋 良	宮城県
郡山昌也	東京都	久保あつこ	北海道

- 上限 35 名のところ、32 名
女性 16 名、男性 16 名
首都圏 15 名（46%）
年齢 40 歳以下 8 名
40～50 が 6 名
50～60 が 11 名
60～ 7 名

第7号議案 監査の選出

*第4回準備委員会で確認し、総会当日に提案します。

第8号議案 政治組織活動の方針

【1】国政に「緑」の新しい風を

①戦後の日本の政党政治において、これまでのすべての既成政党は、GDP換算の経済成長万能主義とトップダウンの集権的民主主義を採用して来ました。それは一時期大きな成功を収めました。しかし今それは行き詰まり、逆に人々の将来不安をますます拡大し、政党政治への不信をかつてないほど高める原因になっています。にもかかわらず、依然として既成政党はGDP換算の経済成長を前提とした社会ビジョンを唱え、トップダウンの「民主主義」に囚われています。

②私たち「緑の党」は、政党政治がGDP換算の経済成長万能主義とトップダウンの集権的民主主義から、分かち合いのグリーン経済、ボトムアップの分権的民主主義へと大きく転換することが必要だと確信しています。「緑」の新しい風を国政に送り込み大きな転換へ向けた一步を踏み出すために、「緑の党」は2013年参院での議席獲得を最重要方針とします。また、解散総選挙の場合は、東京比例ブロックにおいて、「脱原発・総結集のネットワーク型選挙」をめざします。

【2】2013年参院選の選挙方針

①選挙公約作成の方針

- ・社会ビジョンと基本政策を踏まえ
- ・「緑の党」の魅力を際立たせる主張（政策）に絞り前面に打ち出します
（脱原発を中心的な柱とし、野田政権の消費税、TPPへの反対なども）
- ・参院選挙時点での政治争点化に対応した主張（政策）を取り入れます
- ・2013年の4月に公表します。
- ・宣伝普及版（簡略版）と政策集も含めたものを作成します。

②資金集めの方針（詳細は予算）

- ・1億円カンパのうち6000万円を会員で集めます（会員1500人として1人平均4万円）
- ・ネット献金などを活用し、選挙期間も含めて3000万円の非会員カンパを集めます

- ・2013年会費の年間収入を1500万円と見込みます。
- ・不足する場合は、当選債券などの借金でまかさない。

③選挙支出の基本方針（詳細は予算）

- ・供託金を5000万円と見込みます。
- ・選挙運動の費用を2000万円と見込みます。
- ・通常政治組織活動として年間で2000万円を見込みます。

④候補者（詳細は選挙要綱）

- ・比例区の候補者を5～7名、選挙区の候補者を3～5名、総計10名を擁立します。
- ・女性の候補者を過半数とします。
- ・半数を予備選挙で選びます。
- ・2012年に5名の候補者の確定をめざします。

⑤選挙体制

- ・8月中旬に5名程度の選挙対策調整本部を立ち上げます。
- ・地域の状況や選挙区候補の擁立などを考慮して、ブロックまたは県レベルの選挙対策機関を、2012年内、おそくとも2013年3月末までに立ち上げ、責任者を確定します。
- ・会員、サポーター、賛同者などによって選挙実行委員会（仮称）を都道府県レベルでつくり、可能なところは市区町村レベルでも追求します。

⑥会員と賛同者の拡大

- ・選挙を担う会員を拡大するために、参院選までに、2000名の会員をめざす。
- ・賛同者を参院選までに、現在の1000名から3倍増の3000名をめざす。
- ・会員証（またはバッジ）などの発行をめざします。

⑦広報・宣伝の方針

- ・月1回のニュースレターを発行します。
- ・HPを拡充し、ネットの活用を強化します。
- ・候補者と選挙公約を広報の重点とします。
- ・政党ポスターを作成し、全国に張り巡らします。
- ・マスコミ対策を強化します。
- ・ロゴマークを作成します。

- ⑧グローバルグリーンズ＝世界の緑の党との連携
 ・世界の緑の党と連携し、脱原発をはじめとするグローバルな課題の解決をめざします。

【3】総選挙方針

- ①解散総選挙を参院選へ向けたステップとします
 ・年内解散の総選挙を想定して準備します。
 ・東京比例ブロックで、脱原発大結集のネットワーク型（連合）選挙をめざします。
 ・総選挙の勝利は参院選への躍進に結びつくものと位置づけて取り組みます。
 ・全国的に力を集中し全力で取り組みます。ただし来年7月の衆参同日選挙の場合はこの限りではありません。
 ・同日選の場合は、東京比例ブロックの連合選挙と連携します。

②候補者選定の方針

- ・政治的傾向から独立した人を優先します。
- ・脱原発を象徴する人を優先的に候補者とします。

③緊急資金カンパの募集

- ・年内解散の総選挙が確定したら即時に緊急資金カンパを開始します。

【4】組織活動方針

- ①運営委員会
 ・運営委員会は月2回開催。組織、政策、広報、国際などの担当を置く。
- ②事務局スタッフを拡充
- ③地域ごとの会員の緊密な連携
- ④全国規模の会員MLの廃止とブロックごとのMLの立ち上げ
- ⑤参院選へ向けた1億円カンパの年内目標 3000万円の達成
- ⑥自治体議員選挙での確実な当選

【5】予算の案

(2012年8月～年末までの5ヶ月)

① 収入

- ・繰越金 500万円（予測）
- ・新規会員 300万円（300名×1万円）
- ・1億円カンパ 2000万円（年内累計で3000万円）
- ・事業収入 100万円（結成と11月イベントなど）

★総収入で **2900万円**

②支出

- ・事務所費 150万円
- ・人件費 450万円（4人＋パート1人）
- ・宣伝費 130万円
- ・イベント費 50万円
- ・行動費 80万円
- ・郵送代 50万円

★総支出で **910万円**

※年末段階での残金は、2000万円程度を見込む

【6】予算の案（2013年1月～7月まで）

① 収入

- ・繰越金 2000万円（予測）
- ・会費 1500万円（1500人×1万円）
- ・カンパ 5000万円（会員から3000万円、非会員から2000万円）
- ・イベント 100万円

★総収入 8600万円

+当選債権 1000万円 = **9600万円**

② 支出

- ・供託金 5100万円（比例区7人、選挙区3人で5100万円）
- ・選挙運動 2700万円（候補者1人100万円支給、本部資金は1700万円）

・通常支出 1800万円

★総支出 **9600万円**

※通常支出の内訳

- ・事務所費 200万円（25万円×7ヶ月）
- ・人件費 800万円（20万円×5人×7ヶ月＋100万円（パート））
- ・宣伝費 300万円
- ・イベント費 100万円
- ・行動費 200万円
- ・郵送費 100万円

2012.6.24 第3回「緑の党」結成準備委員会で確認

共同代表、全国協議会委員の選出に関する細則

- ・規約第4条に基づき、地域・ジェンダー・活動領域・世代のバランスに配慮して実施します。
- ・特に、基本政策5に掲げる結果の平等を実現するクォータ制を取り入れ、半数以上が女性となるようにします。
- ・2013年参議院選挙・選挙要綱との整合性の取れたものとします。
- ・性別については性自認に基づく自己申告によるものとします。
- ・全国協議会は、地域・ジェンダー・活動領域・世代のバランスに配慮し、半数以上が女性となる候補を推薦しなければなりません。

- ① 会員からの立候補がなく、異議がない場合は拍手承認により決定します。
- ② 会員からの立候補がなく拍手承認に異議が出た場合、および会員からの立候補があり全国協議会からの推薦と合わせて定員以内の場合は、信任投票を行います。
〈投票〉何人の候補者を信任してもよいこととします。
〈当選〉過半数の信任を得た候補者のうち、女性が半数以上となる上位のものを当選とします。
- ③ 会員からの立候補があり、全国協議会からの推薦と合わせて定員を超えた場合は、選挙を行います。
〈投票〉定員以内の何人の候補者に投票してもよいこととします。
〈当選〉定員以内の、女性が半数以上となる上位のものを当選とします。

*ただし、投票資格者の3分の2が特に必要と認めた場合は、女性が半数を下回ることもできることとします。